

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(船橋市指定 第 1270907858 号)

当事業所は契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービス、地域資源を適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や契約者とその家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護状態」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 事業所の職員体制及び担当	3
5. 居宅介護支援の内容	4
6. 利用料その他の費用の額（契約書第 11 条、第 12 条参照）	6
7. 相談・苦情窓口（第 25 条参照）	6
8. 秘密の保持（契約書第 14 条参照）	7
9. 事故発生時の対応等（契約書第 20 条参照）	7
10. 電磁的記録等について（契約書第 29 条参照）	7
11. その他運営に関する重要事項（契約書第 16 条、17 条、第 18 条、第 19 条参照）	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 六親会
- (2) 法人所在地 千葉県印西市笠神 1 6 2 0
- (3) 電話番号 0476-97-0100 / ファックス 0476-97-0030
- (4) 代表者氏名 理事長 湯川 智美
- (5) 設立年月 平成 6 年 8 月 1 5 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 要介護状態にある高齢者に対する適正な指定居宅介護支援サービスの提供
- (3) 事業所の名称 プレーグ船橋居宅介護支援事業所
平成 28 年 4 月 1 日指定 船橋市 1270907858 号
- (4) 事業所の所在地 千葉県船橋市三山 6-41-24 田屋ビル 201
- (5) 電話番号 047-429-8877 / ファックス 047-429-8878
メールアドレス funabashi.kyotaku@rikushinkai.com
- (6) 事業所長（管理者） 氏名 板井 和也
- (7) 当事業所の運営方針
 - ①介護支援専門員は、要介護状態にある利用者の委託により、利用者の心身の状況、環境等の評価を通じて課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の主体的な参加を求め、居宅サービス計画の作成支援し、作成された居宅サービス計画に沿って、医療機関、指定居宅サービス事業者との連携等生活全般にわたる相談援助を行います。
 - ②関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体との連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めます。
 - ③利用者の選択を尊び、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように、公正中立な立場にたち、居宅サービス計画を作成し、医療機関、サービス業者との連携調整を行います。
 - ④要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分に配慮します。
 - ⑤指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明します。
 - ⑥利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
 - ⑦指定居宅介護支援を提供するにあたっては、介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効行うよう努めます。
- (8) 開設年月 平成 28 年 4 月 1 日
- (9) 法人が行っている他の業務
当事業所が属する法人では、次の事業もあわせて実施しています。

【特別養護老人ホームプレーグ本塾】	千葉県 1274300050 号 定員 56 名
【プレーグ本塾短期入所生活介護事業所】	千葉県 1274300043 号
【プレーグ本塾通所介護事業所】	千葉県 1274300035 号
【プレーグ本塾居宅介護支援事業所】	千葉県 1274300019 号
【印西市本塾地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）】	
【介護付有料老人ホームリーベン鎌ヶ谷】	千葉県 1272900471 号
【小規模多機能型居宅介護リーベン鎌ヶ谷】	鎌ヶ谷市 1292900022 号
【認知症対応型共同生活介護リーベン鎌ヶ谷】	鎌ヶ谷市 1292900030 号
【リーベン鎌ヶ谷居宅介護支援事業所】	千葉県 1272901610 号
【特別養護老人ホームプレーグ船橋】	船橋市 1270905324 号 定員 90 名
【プレーグ船橋短期入所生活介護事業所】	船橋市 1270905530 号
【特定施設入居者生活介護事業所豊寿園】	船橋市 1270905654 号
【船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）】	
【プレーグ印西牧の原通所介護事業所】	千葉県 1273600609 号
【成田市公津地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）】	
【八千代台地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）】	

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、千葉市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜から金曜 ただし祝日、12月29日～1月3日を除く
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
夜間や休日等は、携帯電話により24時間常時連絡が可能な体制を取り、対応します。 (携帯電話 080-3216-1255)	

4. 事業所の職員体制及び担当

職 種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
1. 管理者 (主任介護支援専門員兼務)	1 名	—	—	一元的业务管理
2. 介護支援専門員	2 名 以上	—	—	申込受付、ケアプラン作成、サービス事業者等との連携調整

利用者数 44 人までは 1 人、又はその端数を増すごとに 1 人以上

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス開始時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第 10 条参照）

①事業所の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。介護支援専門員を交代する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮致します。

②選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、事業所に対して交代を申し出ることができます、ただし、特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までです

が、契約期間満了の7日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。(契約書第2条参照)

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第21条参照)

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者が要支援状態または非該当と判定された場合
- ③ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出(契約書第22条、第23条参照)

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第24条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③利用者に対して6ヶ月以上居宅介護支援の実施がなく、かつ契約者またはその身元引受人ないし家族(内縁関係等の関係者を含む)と連絡を取ることが困難で、適切な居宅介護支援の継続が不可能となる場合

5. 居宅介護支援の内容

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

(1) サービスの内容(契約書・第4～10条参照)

- ①居宅サービス計画の作成

利用者の家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、指定居宅サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させ、利用者の居宅サービス計画の作成を支援するものとします。

- ・介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接をして必要な情報を収集し解決すべき課題を把握します。
- ・介護支援専門員は、複数事業所の紹介を行い、担当介護支援専門員がサービス事業所を選択した場合は、その選択した理由を説明します。また、集合住宅等にお住いの利用者においては、利用者の意志に反して集合住宅と同一敷地内等の居宅サービス事業所のみを選定し、居宅サービス計画に位置付けることは不適切ですので、そのような居宅サービス計画の作成は行いません。
- ・訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成します。
- ・選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師や居宅サービス計画原案に位置付けた担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行います。
- ・公正中立性の確保のための取り組みとして、前 6 か月に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（販売）のサービスの割合及び、前 6 か月に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（販売）のサービスごとの同一事業所によって提供された割合について利用者に説明し、理解を得ることが努力義務とされました。希望される方には文書をお渡しすることが可能です。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は利用者の同意を得て主治医等の意見を求め、意見を求めた医師等に対して居宅サービス計画を交付します。

指定居宅サービス事業所等を利用する場合は、その事業所から報告された利用者の口腔に関する問題や服薬状況及び担当介護支援専門員が把握した利用者の状態等について担当介護支援専門員から主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報を報告します。また、利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④給付管理

事業所は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき、毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出をします。

⑤介護保険施設の紹介

利用者が介護保険施設等への入所または入院を希望する場合には、介護保険施設等の紹介その他の支援を行います。

⑥医療機関との介護連携

利用者が医療機関に入院された場合は、医療機関と介護の連携を図るために、担当の介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供願います。

6. 利用料その他の費用の額（契約書第 11 条、第 12 条参照）

居宅介護支援に関するサービス利用料金については、要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので原則として利用者の自己負担はありません。

※介護保険料の滞納等により、法定代理受領受領ができなくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて【重要事項説明書 別紙】に記した金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日住所地の市区町村窓口提供しますと全額払い戻しを受けられます。

①交通費

前記3の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の方は介護支援専門員が訪問するための交通費が必要です。

移動手段	交通費
公共機関	実費
車	1キロメートルにつき 100 円（通常の実施地域を越えた地点から）

※費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族等に対して事前に説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとします。

②解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、解約に伴う料金は一切ありません。

7. 相談・苦情窓口（第 25 条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情または利用するサービス事業者等に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○相談・苦情受付窓口（担当者） 板井 和也 [職名] 管理者

○受付時間 毎週月曜日～金曜日
午前 8：30～午後 5：30

○受付電話番号 047-429-8877

○受付 FAX 番号 047-429-8878

(2) 当事業所以外の行政機関その他苦情受付機関

機関名称	所在地・電話番号・FAX・受付時間
社会福祉法人六親会 本部	所在地 千葉県印西市笠神 1620 番地 電話番号 0476-97-0100 (代)・FAX 0476-97-0030 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
船橋市役所 健康・高齢部 介護保険課	所在地 千葉県船橋市湊町 2-10-25 電話番号 047-436-2304 (代)・FAX 047-436-3307 受付時間 午前 9 時～午後 5 時
八千代市役所 長寿支援課	所在地 千葉県八千代市大和田新田 312-5 電話番号 047-483-1151 (代)・FAX 047-484-8824 受付時間 午前 9 時～午後 5 時
習志野市役所 介護保険課	所在地 千葉県習志野市鷺沼 2-1-1 電話番号 047-453-7345 (代)・FAX 047-453-9309 受付時間 午前 9 時～午後 5 時
鎌ヶ谷市役所 高齢者援課 介護保険係	所在地 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1 電話番号 047-445-1380 (代)・FAX 047-443-2233 受付時間 午前 9 時～午後 5 時
千葉市役所 介護保険事業課	所在地 千葉県千葉市千葉港 2-1 電話番号 043-245-5064 (代)・FAX 043-245-5623 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
千葉県 国民健康保険団体連合会 介護保険室 苦情処理係	所在地 千葉市稲毛区天台 6 丁目 4 番 3 号 電話番号 043-254-7428・FAX 043-254-7401 受付時間 午前 9 時～午後 5 時

8. 秘密の保持（契約書第 14 条参照）

- (1) 事業所の従業者は正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう管理し、退職者等が、正當な理由なく業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう必要な措置を講じます。
- (2) 他の居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者またはその家族から同意をいただきます。

9. 事故発生時の対応等（契約書第 20 条参照）

当事業所がご利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市区町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、居宅介護支援の実施に伴って事業所の攻めに帰すべき事由により利用者の身体・財産等に損害を及ぼした場合には、その損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所に故意・過失がなかったことを証明した場合はこの限りではありません

10. 電磁的記録等について（契約書第 29 条参照）

- ・作成、保存その他これらに類するもののうち、当事業所の運営において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう）で行うことが規定

されている又は、想定されるものについては、書面に変えて、データで行えるものとします。

- ・ 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、当事業所の運営において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについて、契約者またはその家族等の承諾を得られた際は、書面に変えて、データで行えるものとします。

書類の交付方法

書類の交付方法についてのご意向を下記より、お選びください。

- ☐ メール等での交付（ワード、エクセル、介護ソフトウェア等を使用して作成された書類での確認、交付）を承諾します。
メールアドレス（ ）
- ☐ 書面での交付を希望します。
- ☐ 都度の相談を希望します。
- ☐ どちらでも大丈夫です。

※ご希望の変更はいつでも可能です。担当ケアマネジャーへご相談下さい。

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

11. その他運営に関する重要事項（契約書第 16 条、17 条、第 18 条、第 19 条参照）

（1）勤務体制の確保

適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講じています。

（2）業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるとともに、介護支援専門員に対し、周知し、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

（3）虐待防止のための措置に関する事項

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）を講じます。

（4）身体拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

説明日 令和 年 月 日

＜事業者＞	所在地 名称 代表者	千葉県印西市笠神字徒越 1620 社会福祉法人 六親会 理事長 湯川 智美
＜事業所＞	所在地 名称 代表者	千葉県船橋市三山 6-41-24 田屋ビル 201 プレーグ船橋居宅介護支援事業所 管理者 板井 和也
＜説明者＞	所属 職名	プレーグ船橋居宅介護支援事業所 介護支援専門員

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

＜利用者＞

住所

氏名 _____ 印

＜代筆者＞

氏名 _____ 印 続柄

【「指定居宅介護支援」重要事項説明書 別紙】

国が定める介護給付費（介護報酬）の単価変更により、居宅介護支援サービスの料金体系が変更になる場合、事業所はその都度【「指定居宅介護支援」重要事項説明書 別紙】で通知することにより、
契約者に対してサービス利用料金の変更を通知するものとします。

適応期間：令和6年4月1日から居宅介護支援費、各種加算等（介護報酬）の単価が変更になるまでとします。

1. 基本料金（※基本料金：1単位につき地域単価 10.84 円乗じられて計算された金額）

居宅介護支援料金は要介護度に応じ介護サービスの提供開始以降1か月あたり下記の金額になります。

○居宅介護支援費（Ⅰ）

- ・居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所（指定居宅サービス事業所等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステム（国民健康保険中央会が運用する「ケアプランデータ連携システム」の活用及び事務職員の配置を行っている事業所））。

居宅介護支援料金 (I)		基本単位	増減
居宅介護支援費 i ＜取扱件数が45件未満の場合＞	要介護 1・2	1,086 単位	+ 10
	要介護 3・4・5	1,411 単位	+ 13
居宅介護支援費 ii ＜取扱件数が45件以上60件未満の部分＞	要介護 1・2	544 単位	+ 5
	要介護 3・4・5	704 単位	+ 6
居宅介護支援費 iii ＜取扱件数が60件以上の部分＞	要介護 1・2	326 単位	+ 3
	要介護 3・4・5	422 単位	+ 4

下記の加算対象に該当する場合は、加算料金をいただきます。

加算種類	基本単位	増減
初回加算	300 単位	変更なし
特定事業所加算 (I) ※1月につき	519 単位	+ 14
特定事業所加算 (II) ※1月につき	421 単位	+ 14
特定事業所加算 (III) ※1月につき	323 単位	+ 14
特定事業所加算 (A) ※1月につき	114 単位	+ 14
特定事業所医療介護連携加算 ※1月につき	125 単位	変更なし
入院時情報連携加算 (I) ※入院した日	250 単位	+ 50
入院時情報連携加算 (II) ※入院した日又は翌々日	200 単位	+ 100
退院・退所加算 (I) イ ※連携1回カンファレンス参加無し	450 単位	変更なし
退院・退所加算 (I) ロ ※連携2回カンファレンス参加無し	600 単位	変更なし
退院・退所加算 (II) イ ※連携1回カンファレンス参加有り	600 単位	変更なし
退院・退所加算 (II) ロ ※連携2回カンファレンス参加有り	750 単位	変更なし
退院・退所加算 (III) ※連携3回カンファレンス参加無し	900 単位	変更なし
通院時情報連携加算	50 単位	変更なし
緊急時等居宅カンファレンス加算 ※1月に2回を限度	200 単位	変更なし
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	変更なし

※医療機関に入院された場合は、医療機関と介護の連携を図るために、担当介護支援専門員の氏名等を

入院先医療機関に提供願います。

2. 利用者負担金

法定代理受領により居宅介護支援料金及び該当する加算料金に対し、介護保険給付が支払われる場合は、契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、法定代理受領が出来ない場合には、1ヶ月につき要介護度に応じて、上記の居宅介護支援料金及び該当する加算料金をいただき、事業所から「サービス利用の請求書・領収書」を発行します。この「サービス利用の請求書・領収書」を後日お住いの市町村窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。